

災害対策基本法第76条第1項は、災害応急対策の実施のために必要な人員、物資の輸送、災害応急対策の実施に必要な車両の移動等を緊急に行う必要がある場合に、当該輸送等に係る車両（以下「緊急通行車両」という。）の通行を確保する必要がある道路の区間（以下「緊急交通路」という。）を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができることを規定している。

また、この緊急通行車両については、道路交通法第39条第1項に定める緊急自動車を除き、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定により、都道府県知事又は都道府県公安委員会が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うこととされている。

1 標章・証明書の事前交付

災害時の交通規制では、標章の交付枚数（緊急通行車両の確認を行った車両の台数）を把握して、緊急交通路の交通容量等を踏まえた規制の見直しに反映することとしており、東日本大震災においては、交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しが行われた。

仮に標章を事前交付した場合、発災後、事前届出を行った全ての車両が使用されるとは限らないため、緊急通行車両の正確な台数が把握できなくなり、緊急交通路の交通容量等を踏まえた適切な緊急交通路に係る交通規制が行えず、人命救助等の災害応急対策に支障が生じることとなる。

なお、事前届出を行った車両は、発災時、緊急交通路上に設置される交通検問所においても、確認を受けて標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けることができることから、迅速な災害応急対策活動の支障とはなっていないものと考える。

2 車両を特定しない事前届出

緊急通行車両の事前届出制度は、発災時、標章交付事務の混乱によって災害応急対策に支障を来すことがないよう、緊急通行車両として使用されることが想定される一定の車両について確認すべき事項を事前に点検することで、発災後の確認事務手続の簡素化を図るものである。当該制度では、事前に届け出る車両が特定されているからこそ、発災後に、現に運転中の車両に対して、事前届出受理時に点検した車両に関する事項に変更がないかどうかについてのみを確認することとすることで手続の簡素化を図ることが可能となっているものである。

仮に、車両の特定を行わずに事前届出を受理することとした場合、発災後、改めて、災害応急対策に使用される車両の使用目的・用途について確認を行わなければならず、発災後の確認手続の簡素化というメリットがなくなり、迅速かつ的確な災害応急対策に支障を及ぼすおそれがある。